

経

営

相

談

新旧医療法人の 運営上の注意点

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

平成19年4月以降、医療法人は解散時に残余財産の返還が受けられない法人（社会医療法人、基金拠出型法人）と、従来設立された法人（経過措置型医療法人）に大別されることになりました。新制度による医療法人については、制度開始から約2年が経過して実際の運用状況がはっきりしてきました。また、旧制度の医療法人については現行制度下での今後の運用の検討も必要となってきました。

そこで、今回は医療法人をとりまく状況を、新旧制度をふまえて検討いたします。

1

新制度による医療法人 （主に基金拠出法人）

新制度による医療法人においては、非営利を徹底した社会医療法人と運営上は旧制度に近い基金拠出法人とに大別されます。今後の医療法人の新規設立を検討する場合には基金拠出法人が大半であると考えますので基金拠出法人を中心に検討します。

(1) 解散時、退社時の扱い

解散時に拠出した財産の返還が受けられないということで、当初、今後の医療法人の設立を断念する先生方がおりましたが、正確には解散時に拠出した基金を超える財産がある場合には、そのを超える財産額が返還とされない財産となります。

この点についての事前対策としては、解散前に他の医療法人に医療法人自体を売却して解散処理をしないようにするか、解散時に退職金の支給により基金を超える財産額を減

少させるなどの方法が考えられます。

事前に解散時期を想定できる場合には、実質的に財産が返還されないということは少ないと思います。ただし、理事長の死亡等により急きょ医療法人の解散が必要となった場合に、ある程度の退職金を支給することができない状況にあるときは要注意です。医療法人利益と役員報酬のバランスをとりながらの運営が必要となるでしょう。

(2) 相続時の扱い

解散時に基金を超える財産についての返還が受けられないということにより、相続時の対象となる財産は基金ということになります。

基金については医療法人への出資金ではなく、解散時等に返還を受けるものですので、相続税上はその返還を受ける金額が財産となります。よって、当初、基金として預け入れた金額そのものが相続財産となると考えられます。この点において、基金拠出法人の場合には、経過措置型医療

法人のような相続対策は特に必要とされないということになります。

2

経過措置型医療法人

現状の医療法人のほとんどが、旧法による経過措置型医療法人です。

(1) 経過措置型医療法人はこのまま 存続できるのか？

経過措置型という呼び方が示すように、新法下では「当分の間」経過措置により現状のまま医療法人を継続することが認められるということになっています。

もし、この「当分の間」が認められなくなると、現状の経過措置型医療法人を基金拠出型法人や社会医療法人に転換し、解散時の残余財産の分配が受けられないという心配があると思います。この点については、第一に、現状の医療法人のほとんどが経過措置型医療法人であり、全面

移行については影響が大きすぎることで、第二に、法律により移行を強制してしまうと財産権を奪うことになるので、現状においては「当分の間」は期限を設けず継続すると考えられています。

(2) 相続時の扱い

経過措置型医療法人の相続時の取り扱いは従来と変更なく、出資金の評価を相続税上の規定に基づき評価するということになります。この点は、基金拠出法人が設立後の相続税上の問題がなくなったことと比較すると大きな違いです。

よって、経過措置型医療法人については、出資金の評価の実施、出資金の相続対策を通じて有利な時期に後継者に移転していくという出資金に対しての相続税対策を今後も必要となるということです。

3

経過措置型医療法人の出資金相続対策について、今年が重要な年！

(1) 出資金の評価方法は2方法の併用が原則

出資金の評価方法は相続税の規定により行うことになっていますが、その方法は2種類あり、それぞれの評価方法により算定した金額を併用して相続税評価を決定することになります。

第一の評価方法は医療法人の財産額を基準とした方法です（純資産価額方式）。この方法によれば、今までの利益の蓄積が大きい医療法人や、

医療法人で所有する土地等が値上がりしている場合には評価金額が高額になります。

第二の評価方法は、他の一般法人の利益、財産、平均株価に比較して算定する方法です（類似業種比準価額方式）。この方法によれば、高収益の医療法人や、過去の利益水準が高い医療法人の評価が高くなります。また、自医療法人の利益等に変化がなくても、平均株価が高くなると結果的に医療法人の出資金評価も高くなります。

(2) 平成21年が出資金移転のチャンスと言われる訳

平成20年秋口からの経済不況により一般企業の平均株価は大幅に下

落しました。このことにより、医療法人の出資金の評価で採用する平均株価も次のように下落しています。類似業種比準価額方式による平均株価の採用は、贈与時の直近3カ月の株価、前年の平均株価のうち低い平均株価を採用することになっています（表1参照）。

平成20年の平均株価の下落が確認されていますので、純資産価額方式の出資金評価がさほど変化がなくても、出資金の評価が通年と比較して下がっていることが予想されます。よって、出資金評価が下がっている場合には、今年中に移転を検討することが有利ということです。

表1 平均株価の推移

| 項目 | 平均株価 (その他の産業) | 対平成19年比率 (%) |
|----------|------------------|-----------------|
| 平成19年平均 | 268 | 100.0 |
| 平成20年平均 | 218 | 81.3 |
| 平成20年12月 | 166 | 61.9 |
| 平成21年1月 | 166 | 61.9 |
| 平成21年2月 | 157 | 58.6 |

